

令和 3 年度

曾於市健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

曾於市監査委員

曾於市長 五位塚 剛 殿

曾於市監査委員 野村 行雄  
同 渡辺 利治

令和3年度決算に基づく曾於市健全化判断比率  
及び資金不足比率等の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付された令和3年度曾於市健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率並びに算定基礎となる事項を記載した書類について審査した結果について、次のとおり意見を提出します。

## 目 次

第1	審査の基準	4
第2	審査の種類	4
第3	審査の対象	4
第4	審査の着眼点	4
第5	審査の方法	4
第6	審査の期間	4
第7	審査の結果	4
第8	審査の意見	5
1	健全化判断比率	5
2	資金不足比率	5

## 第1 審査の基準

曾於市監査基準に基づいて実施した。

## 第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定された健全化判断比率審査及び第22条第1項に規定された資金不足比率審査

## 第3 審査の対象

令和3年度曾於市健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費率、将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第4 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率の算定並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査することを主たる着眼点として審査を行った。

## 第5 監査の方法

市長から審査に付された財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる書類を審査し、係数の正確性や比率が適正に算定されているか、提出された関係帳票、証拠書類との照合点検や関係職員から説明を聴取した。

財政健全化判断比率が政令で定める早期健全化基準以上である場合には、財政健全化判断比率を公表した年度の末日までに当該年度を初年度とする財政健全化計画を定めなければならないことから、政令で定める早期健全化基準未満であるかどうかを審査した。

## 第6 審査の期間

令和4年6月21日から令和4年8月15日まで

## 第7 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められた。

また、財政健全化判断比率は、政令で定める早期健全化基準未満であり、適正と認められる。

## 第8 審査の意見

### 1 健全化判断比率

区 分	令和3年度	令和2年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	12.92	20.0
連結実質赤字比率	—	—	17.92	30.0
実質公債比率	7.7	7.2	25.0	35.0
将来負担比率	—	—	350.0	

※実質赤字額及び連結実質赤字額並びに将来負担額が生じていない場合は「—」と表示している。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていない。

実質公債比率については7.7%で、前年度に比べ0.5ポイント増加しているものの、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

将来負担比率は充当財源等が将来負担額を上回っている。

いずれも早期健全化基準を越える数値はないことから、今後も引き続き健全な財政運営に努められたい。

### 2 資金不足比率

事業会計名	令和3年度	令和2年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0
公共下水道事業会計	—	—	20.0
生活排水処理事業特別会計	—	—	20.0

※資金の不足が生じていない場合は「—」と表示している。

資金不足比率については、いずれの会計も資金の不足が生じていないことから、資金不足比率は算定されない。

今後とも健全な経営の維持に努められたい。